

## —政策関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第 528 号 )

## —当局政策関連—

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国外交部の趙立堅報道官は11月25日、日中間のビジネス関係者の往来のための「ファストトラック（快捷通道）」を30日から開始すると発表しました。

新型コロナウイルス対策として、中国は3月から日本人に対し、短期滞在ビザの免除措置を一時停止しました。その後、招聘状取得など条件付きでの入国を認めるなど規制緩和を進めていましたが、今回の措置により両国間のビジネス関係者の往来がより便利になることが期待されます。

一方、商務部は12月2日、商業用暗号化商品関連の製品・技術に係る輸出入許可制度や、対象製品・技術のリストを発表しました。今年1月に施行された『暗号法』と、12月1日から施行された『輸出管理法』、また『税関法』に則って、従来の規制対象であった品目等を更新したものです（詳細については下表をご参考ください）。

また、「輸出管理法」関連法規の整備状況について、商務部の高峰報道官は12月3日の記者会見で、「現在、関連法規に関する立法作業を進めている段階であり、管理品目リストを改善した上で、適時に公表していく。従来の輸出管理規制に記載の規制品目リストは現在も有効である」としました。

以下、商業用暗号化商品関連の公告及び直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

**【政府当局の主な政策動向】**

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
商務部等	商業用暗号輸入許可リスト、輸出管理リスト及び関連管理措置の発布に関する公告 商務部、国家暗号管理局、税関総署公告 2020年第63号 (2020.12.02)  商务部 国家密码管理局 海关总署公告 2020年第63号 关于发布商用密码进口许可清单、出口管制清单和相关管理措施的公告 <a href="http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202012/20201203019733.shtml">http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202012/20201203019733.shtml</a>	> 『中華人民共和国暗号法』、『中華人民共和国輸出管理法』及び『中華人民共和国税関法』に基づき、商業用暗号化商品関連の製品・技術に対し、輸出入の許可管理を実施する > 規制対象となる商業用暗号化商品関連の製品・技術を輸出入する際、商務部に対し『軍民両用品及び技術輸出入許可』を申請しなければならない

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<b>商務部等</b>	<p>商業用暗号輸入許可リスト、輸出管理リスト及び関連管理措置の発布に関する公告            商務部、国家暗号管理局、税関総署公告 2020 年第 63 号            (2020. 12. 02)</p> <p>商务部 国家密码管理局 海关总署公告 2020 年第 63 号 关于发布商用密码进口许可清单、出口管制清单和相关管理措施的公告  <a href="http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202012/20201203019733.shtml">http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202012/20201203019733.shtml</a></p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 【輸出規制の対象となる製品・技術】               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全チップ</li> <li>2. 暗号化カード</li> <li>3. 暗号化式VPN（仮想私設網）設備</li> <li>4. 暗号化管理製品</li> <li>5. 専用暗号化設備</li> <li>6. 量子暗号化設備</li> <li>7. 暗号分析設備</li> <li>8. 暗号化の研究、生成設備</li> <li>9. 暗号化テスト設備</li> <li>10. ソフトウェア</li> <li>11. 関連技術——。チップの場合は電力や税務、警察、金融などの分野で使用される64桁以上のパスワードの算出を行うもの</li> </ol> </li> <li>➤ 【輸入規制の対象となる製品・技術】               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 暗号化電話機</li> <li>2. 暗号化ファクス機</li> <li>3. 暗号機械（暗号カード）</li> <li>4. 暗号化式VPN設備</li> </ol> </li> <li>➤ 【商業用暗号化商品に関わる輸出入許可プロセス】                企業申請→企業所在地商務部門→商務部→商務部及び国家暗号管理局等関連部門での共同審査→商務部より『軍民両用品及び技術輸出入許可』を交付※                ※『軍民両用品及び技術輸出入許可』の発行、受領、保管等について、商務部税関総署令2005年第29号に基づき執行する</li> <li>➤ 企業は『軍民両用品及び技術輸出入許可』を持って、税関手続に基づき輸出入業務を行い、税関の監督を受ける</li> <li>➤ 【必要書類】               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法定代表者、主要経営管理者及び担当者の身分証明書</li> <li>2. 契約或いは合意書の複本</li> <li>3. 商業用暗号技術に関する説明</li> <li>4. 最終ユーザー及び最終使用目的に関する説明</li> <li>5. その他商務部が要求する書類</li> </ol> </li> <li>➤ 本公告は2021年1月1日より施行する</li> </ul>
	<b>税関総署</b>	<p>『海南自由貿易港「ゼロ関税」輸入材料の税関監督管理弁法（試行）』に関する公告            海関総署公告 2020 年第 121 号            (2020. 11. 30)</p> <p>关于发布《海南自由贸易港进口“零关税”原辅料海关监管办法（试行）》的公告            海关总署公告 2020 年第 121 号  <a href="http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3413186/index.html">http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/3413186/index.html</a></p>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>北京市政府</p>	<p>『北京市におけるサービス貿易のイノベーション発展の全面深化試行実施方案』に関する通知 (2020. 11. 26)</p> <p>关于印发《北京市全面深化服务贸易创新发展试点实施方案》的通知 <a href="http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202011/t20201126_2151622.html">http://www.beijing.gov.cn/zhengce/zhengcefagui/202011/t20201126_2151622.html</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 2023年までに、サービス貿易の年間輸出入額が1億米ドルを超える企業が50社超、100万米ドルを超える企業が1千社超となることを目標に掲げる</li> <li>➤ デジタル貿易におけるブロックチェーン技術の応用を推進し、取引主体、内容の信頼性を高め、取引の効率性と透明性、流れの追跡可能性を確保する</li> <li>➤ 海外通信キャリアがマイノリティ出資の合併会社を設立し、北京における外資系企業に対しVPNサービスを提供することが可能である。海外利用者に適したICP届出制の確立を模索する</li> <li>➤ 海外機関投資家による適格国内有限責任組合（QDLP）への参与を支持する。適格海外有限責任組合（QFLP）による上場銘柄への投資制限を段階的に緩和する。外商独資企業による私募ファンド運用業務の展開を支持する。私募投信会社は条件を満たせば、公募投信会社への転換を申請することが可能である。条件を満たすファイナンスカンパニーによる外貨取引業務免許の取得や、商流ファイナンス業務の展開等を支持する</li> <li>➤ 海外で金融や建築設計、企画等の従業員資格を取得した専門人材は届出をした上で、サービスを提供することを認める。海外のキャリアを中国国内のそれと同様に扱うことが可能である（業界に特別な規定がある場合を除く）</li> <li>➤ 世界で通用するエンジニアリングデザイン関連コンサルティングサービスのモデルを模索し、建築家責任制の試行を実施する</li> <li>➤ 集積回路、AI、バイオ医薬品等の生産と開発を手掛ける一定規模以上の企業に対するハイテク企業の認定につき、開業してから1年以上経過、且つ中国国内にて発生した研究開発費が研究開発費全体の5割以上を占めるという条件を満たせば、「届出後の即認定」を実行する</li> <li>➤ 中関村国家自主创新示範区の特定エリアにおいて技術譲渡に対する優遇所得税を試行する。試行期間内に、所得税の免除を適用する課税額を500万元から2,000万元に引き上げ、所得税の優遇措置の適用対象となる技術譲渡の範囲を拡大し、条件を緩和する。具体的には財政部、税務総局が関係部門とともに制定する</li> <li>➤ 人民元・外貨を一本化したクロスボーダー資金集中管理の試行を模索し、国際資金移動に対しマクロブルーデンス管理モデルを採用する。資本項目外貨収入元転・支払便利化措置を北京全域に試行導入する</li> <li>➤ 北京の特定地域における海外高度人材に対する個人所得税の優遇措置の実施を検討する。海外高度人材に対し出入国や、生活費の送金等の面で便宜を図る</li> </ul>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>上海市政府</p>	<p>『上海市の外資研究開発センターの設立・発展奨励規定』に関する上海市人民政府弁公庁の通知 滬府弁規〔2020〕15号 (2020.11.24)</p> <p>上海市人民政府办公厅关于印发《上海市鼓励设立和发展外资研发中心的規定》的通知 沪府办規〔2020〕15号 <a href="http://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20201124/585e07c468d24a2eb8adf9ca1420ea5d.html">http://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20201124/585e07c468d24a2eb8adf9ca1420ea5d.html</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外資系研究開発センター（以下、外資R&amp;Dセンター）の資格を申請する際、累計研究開発費が200万米ドルを下回らない等の条件を満たさなければならない</li> <li>➢ 研究開発用品に係る通関手続きにつき、条件を満たす外資R&amp;Dセンターは税関の「ワンストップサービスプラットフォーム」にて企業の届出と研究開発用品の輸入届出をした上で、研究開発用品の通関利便性措置を享受することが可能である</li> <li>➢ 越境金融サービスにつき、銀行が外資R&amp;Dセンターに対し、自由貿易口座を通じたクロスボーダーファイナンス、技術貿易、フランチャイズ経営、資金集中管理等を含む越境金融サービスの提供、外資R&amp;Dセンターの誘致人材に対し、個人自由貿易口座を通じた便利な越境金融サービスの提供を支持する</li> <li>➢ 出入国と在留手続きにつき、外資R&amp;Dセンターの招聘を受け、複数回の臨時入国が必要な外国籍者が、公安出入国管理部門に対し有効期間1年以下、在留期間180日以下のビザを申請することが可能である。外資R&amp;Dセンターが採用した外国籍者は、有効期間が3~5年の在留許可を申請することが可能である。外国籍高度人材は市商務部門の推薦により、永住権を優先的に申請することが可能である</li> <li>➢ 人材誘致に加え、人材育成、産官学連携、知的財産権の保護、資金及び税制面等に関する支援策も明記している</li> <li>➢ 本規定は2020年12月1日より施行する。有効期間は2025年11月30日まで</li> </ul>
<p>中国銀行保険監督管理委員会</p>	<p>中国銀保監会の信託会社行政許可事項実施弁法 中国銀行保険監督管理委員会令 (2020年第12号) (2020.11.24)</p> <p>中国銀保監会信託公司行政許可事項實施辦法 中国銀行保險監督管理委員會令 (2020年第12号) <a href="http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=944462&amp;itemId=928&amp;generalType=0">http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=944462&amp;itemId=928&amp;generalType=0</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 信託会社の設立、出資、変更、終了、事業内容と取扱商品の調整・追加、取締役と上級管理者の就任資格等に関する規定を明記している</li> <li>➢ 信託会社を設立する法人機関は、登録資本金が一括で払い込まれ、3億元相当金額を下回らないなどの条件を満たさなければならない</li> <li>➢ 信託会社の出資者の条件を明確にし、信託会社に出資する外資系金融機関に対する10億米ドル以上の資産要件を撤廃した</li> <li>➢ 信託会社の企業年金管理業務資格や、特定目的信託受託機関資格、海外理財業務受託資格、株価指数先物取引等のデリバティブ取引業務資格及び既存資産利用の未公開株投資業務資格に関する要件を定めている</li> <li>➢ 本弁法は2021年1月1日より施行する</li> </ul>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
中国銀行保險監督管理委員会	保險代理人監督管理規定 中国銀行保險監督管理委員会令 （2020年第11号） （2020.11.23）  保險代理人監管規定 中国銀行保險監督管理委員会令 （2020年第11号） <a href="http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=944090&amp;itemId=928&amp;generaltype=0">http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=944090&amp;itemId=928&amp;generaltype=0</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業エリアが登録地の省、自治区、直轄市等に限定されない保険專業代理会社の最低登録資本金は5,000万元とする</li> <li>➤ 事業エリアが登録地の省、自治区、直轄市等である保険專業代理会社の最低登録資本金は2,000万元とする</li> <li>➤ 保険專業代理会社の登録資本金は、払込資本金でなければならない</li> <li>➤ 保険兼業代理会社による保険代理業務の展開、保険專業代理会社による拠点新設、上級管理者等の就任資格に関する規定も定めている</li> <li>➤ 独立個人保險代理人制度の早期構築を明記し、保險代理業務許可書の有効期限（3年間）を撤廃した</li> <li>➤ 本規定は2021年1月1日より施行する</li> </ul>

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)



政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。